

平成31年4月26日  
福島県商工労働部産業人材育成課

## 平成31年度技能検定試験（随時実施）の実施公示について（追加分）

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成31年度技能検定試験（随時実施）を次のとおり実施します。

### 1 実施職種

3級及び基礎級

鋳造（非鉄金属鋳物鋳造作業）

### 2 実施方法

技能検定試験は、1に掲げる職種について実技試験及び学科試験により行う。

### 3 受検資格

3級の試験については、基礎級又は旧規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定に合格した者に限り受けることができる。

基礎級の試験については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第1項に規定する技能実習生に限り受けることができるものとする。

### 4 実施期日、実施場所等

#### (1) 実技試験

ア 令和元年5月1日（水）から令和2年3月31日（火）までの間において、福島県職業能力開発協会（5の(2)を除き、以下「協会」という。）が別に指定する日とする。

#### イ 実施場所

別途協会から受検者に通知する場所とする。

#### ウ 問題の公表

実技試験問題は、別途協会から受検者に通知する。

#### (2) 学科試験

#### ア 実施期日

令和元年5月1日（水）から令和2年3月31日（火）までの間において、協会が別に指定する日とする。

イ 実施場所

別途協会から受検者に通知する場所とする。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(2) 提出先

福島県職業能力開発協会

〒960-8043 福島市中町8番2号

電話番号（024）525-8681

(3) 受付期間

別途協会が指定する期間とする。

(4) その他

ア 申請書の用紙は、協会で配付する。

なお、郵便により申請書の用紙等を請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、140円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して申し込むこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

6 手数料

(1) 手数料の額

ア 実技試験

検定職種に応じ、次のとおりとする。

検定職種	手数料
鍛造	17,900円

イ 学科試験

3,100円とする。

(2) 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手数は、協会の定めるところにより納付すること。

7 その他

技能検定試験について不明な点は、福島県商工労働部産業振興総室産業人材育成課又は協会に問い合わせること。